

令和8年度 第2回 文化財保護委員会 会議録

日 時	令和8年9月11日（金） 午後2時00分～3時30分
場 所	西尾市岩瀬文庫 地階研修ホール
出 席 者	松井委員長、北村委員、水谷委員、富永委員、牧野委員、鷹巣委員、増田委員 事務局：林文化財課長、神尾課長補佐、三田主任主査、浅岡主査、鈴木学芸員、井口学芸員
傍 聴 者	なし
内 容	1 あいさつ 松井委員長：本日の議題は4件。前回に引き続き市指定文化財の種別・名称の見直しを中心に議論する。皆さんの活発なご意見を頂戴したい。 2 議題 （1）市指定文化財の種別・名称の見直しについて 松井委員長：今回検討するのは種別・名称のルールについて。個別の名称等については次回以降に扱うこととし、今回は議論しない。 事務局：指定文化財名称・種別の原則の案を事務局で作成したので、今回はそれをもとにご検討いただきたい（資料1-2、1-3）。 【質疑応答】 北村委員：前提として名称を変える場合の手続きはどのようになっているか。何を根拠に行うことになるのか。 事務局：条例に名称変更の手続きの規定はない。新規指定の場合に準じて文化財保護委員会の意見を聞き、教育委員会に諮り、教育委員会で決定するという手続きで進めていく予定。 北村委員：根拠を何にするのか定まっていなくて中途半端になってしまう。市の法務担当等に相談し、条例を併せて整理すると良いのではないか。 松井委員長：条例を変えることは難しいため、規則を変えることになるか。 事務局：法務担当と相談しつつ、矛盾がないように整理していく。 鷹巣委員：附（ついたり）指定について、例えば絵画の場合、軸に裏書があるので、傷みが激しくなってくると別々で仕立てることもあるかと思われる。また、彫刻の場合も今後解体修理で像内納入物が出てきたとき、別途保管することになると推定される。その際に附を付すかたちで名称変更することを検討しても良いかと考える。 事務局：全ての種別について附の必要が出てくる可能性があると考えている。 鷹巣委員：全体に対しての附のルールを定められると良い。 鷹巣委員：古文書・歴史資料について、資料そのものに題がついている場合の指定名称をどうするのか。資料に記された題名をそのままつけるか、あるいはルールに従って別につけるのか。 数がわかっているものについて漢数字で〇〇通と表現しているが、データで扱う際やパネル等で表記する際は算用数字にするのか、また漢数字で表記する際一から九までの数字で表現するのかなども整理さ

りたい。

金銅仏の扱いについて、工芸に入っていたものを彫刻に移すようだが、県指定は工芸としている。市指定と県指定で別の種別になってしまう。

事務局：前回、県も国にいずれ揃えると思われるため、国に準拠するのが良いかという話になった。

北村委員：個人が所有する古文書について、「〇〇家文書」とする時、名前を出してほしくないと言われた時はどうするのか。

事務局：「〇〇家文書」とせず、文書の内容で「〇〇関係資料」とするのがよいか。

北村委員：収集家が資料をたくさん持っているような場合はどうするか。

事務局：どうしても当てはめられない事例は出てくる。今回はあくまで原則を定めたい。家文書は西尾市では現在指定されているものがない。大抵は「〇〇関係資料」とすることで解決できると想定されるため、特殊な事例が出てきた場合にはその時に改めて検討したい。

松井委員長：記念碑（証文岩）は歴史資料に入れるのがふさわしいか。

北村委員：土台等がセットになっている場合は史跡というケースが多いように思う。石碑が後世に移動され、史跡としては扱えない場合もある。しかし、証文岩は自然石に刻まれて、原位置をとどめている可能性が高いのであれば古文書というより史跡の方が適しているのではないか。

松井委員長：ポイントではなくエリアとして、あの場所にあることに意味がある。

事務局：史跡だと範囲で指定することになる。証文岩が置かれた地点と、それに関係する範囲が大事なものだということが示せないで史跡としての指定は難しいと思われる。書かれたものに対しては金石文として扱えるか。

牧野委員：石のある地点は地境になっている。地境にあることに意味がある。

鷹巣委員：歴史資料で扱うこととして、倒壊したり割れたりした時の対応はどのようなになるのか。

事務局：文化財に指定されている以上は補助事業で整備可能である。

鷹巣委員：種別により予算の上限が異なると思うがどうか。

事務局：建造物とそれ以外という分類のため、証文岩の場合は差異は生じない。

松井委員長：指摘事項の結論を次回出し、個別の種別・名称の検討へ移りたい。

事務局：いただいた意見を踏まえ一度検討し、手を加えたものを皆様にお送りする。種別の変更をしたいものもあるので、次回相談したい。名称のルールについては本日提示したもので進めていく予定。

（２）指定文化財候補物件について

松井委員長：追加提案があれば随時受け付ける。

（３）文化財保護管理料の見直しについて

事務局：文化財所有者に毎年文化財保護管理料の支払いを行っている（基準は建造物 9,000 円、建造物の附は 1,500 円、その他有形文化財は 3,000 円、民俗文化財は 90,000 円）。

これまでは有形文化財のうち、市が寄託を受け岩瀬文庫で管理しているものについても所有者の意識付けのため保護管理料を支払ってきたが、寄託物件については来年度より支払いを取りやめる方針である。現在対象になっている市の寄託物件は 48 件あり、144,000 円削減の見込みである。

なお、毎年支払いに際しては各所有者に手紙を送付して所有者の変更や文化財の状況等を確認し、確認が取れた方から順次支払いを行っている。この確認については継続する必要があると考えている。

【質疑応答】

鷹巣委員：「文化財所有者の意識付けのための支給」には意義があった。寄託した所有者への連絡は文化財保護管理料の支払いを取りやめた後も何か実施するのか。

事務局：所有者への確認は継続して行う予定である。代替わりもあるので、年に一度はがきを送りお知らせする。

鷹巣委員：代替する措置がされるのであれば問題ない。

（４）令和 9 年度文化財保存修理補助事業について

＊「神明社の大シイ」保護増殖

文化庁調査官の調査済。

土壌改良と周辺の木々の伐採について来年度事業化を予定。

＊「一色の大提灯六組付柱組み一式」柱の取替修理

平成 19 年度から続けてきた柱の取替修理は来年度で終了。長らく削減されていた県の補助率が復活し、事業費の 3 分の 2 が支給される予定。

＊「義倉蔵」入口の庇・壁修理

国交省「歴史的風致維持向上計画」の補助金を活用。城下町エリアの重点地域を定め、その中で歴史的風致の向上に資する事業については文化財未指定の場合でも対象になる。

＊「中之郷古墳」樹木伐採

地元から要望あり

＊「実相寺の三河クロマツ群落」保護増殖

入口の大きな松に、木の樹勢が悪くなると生える茸が見つかった。岐阜大学名誉教授林氏に土壌改良・支柱の設置を指導いただき補助事業を計画。

【質疑応答】

北村委員：「義倉蔵」が正しい名称か。

松井委員長：「義倉会」という会の蔵ということでその名称になっている。

事務局：会も蔵も元は「義倉」であったが、近代になってから「義倉会」、「義倉蔵」と呼ばれるようになった可能性がある。

3 報告事項

（１）「三ヶ根観音の源平（紅白）咲き分けのツバキ」の現況について

	事務局：元々2本大きな枝があったが、平成30年に台風の影響で片方折れており、バランスが悪くなったこともあって6月3日の台風の際にもう一本も折れてしまった。所有者が樹木医に相談したところ、植生回復の見込みがあり、様子を見たいとのことで書類は滅失ではなくき損届である。 松井委員長：実際に再生するのか。 増田委員：木は生きているので、木の腐っている部分を切って処置をし、そこから枝が出るかということである。折れた枝の所には絶滅危惧種のクモランが生えており、そちらは折れた木から採取して、周りの木に移植しておいた。昔はフウランが生えていたが、平成30年に折れた時に無くなってしまった。 松井委員長：紅白の花が咲くということで指定しているため、解除については様子を見るということで承知した。 増田委員：折れた枝は白の方で、紅だけが残っていたが、紅の方にも時々白い花が咲くという話を住職の息子から伺った。完全な咲き分けではなく両方の色が咲く枝のようである。昔接ぎ木をして片方の色をくっつけたという話もあったが、そうではなく遺伝子的に両方の色が出る木のようである。そういう意味では価値があると思う。 松井委員長：当面は経過観察ということでご承知いただきたい。 4 その他 次回の開催は、令和8年11月27日（金）午後2時～を予定。
--	---